#### 第4回人間重視の道路創造研究会

### 人間重視の道路創造にむけた 道路法制の問題と課題

2008年11月25日 関西学院大学大学院司法研究科 荏原明則

### 人間重視の道路創造にむけた 道路法制の問題と課題

- 1 「人間重視」の道路創造
- 2 従来からの問題 ・・研究会記録より
- 3 人間重視の道路
- 4 道路法制の改革・・道路構造の改革も含めて

### 1-1「人間重視」の道路創造

人間軽視(?)の過去?

- Ⅰ -1 研究会設置の背景・目的
  - ◇炭素社会の構築 環境負荷の少ない都 市構造への転換
  - ◇少子高齢化・人口減少社会への対応
    - ・にぎわい形成等による地域の活性化
      - 高齢者の安全 安心 円滑な移動の確保

### 1-1「人間重視」の道路創造

- I -1 研究会設置の背景・目的 道路に関する国民ニーズの多様化人間本位の道路 空間へと転換することが必要
- ①歩行者・自転車にとって使いやすい道路空間の充実
- ②路面電車・バス等の公共交通への道路空間の提供
- ③交通機能のみならずアメニティ性の高い公共空間としての道路機能の向上
- 「つくる」ことを主眼に整備・蓄積されてきた道路ストックを「上手に使う」方策を検討することが必要
- ①既存の道路空間を再配分・有効活用するための方策
- ②地方公共団体・企業・地域住民など多様な主体の活動の誘導・促進方策

## 2-1 従来からの問題 ①環境負荷

例1: 道路公害の発生、道路整備の適法性

国道43号線事件(最判平成7年7月7日): 道路供用による沿道住民に対する騒音・大気汚染

東京道路公害差止訴訟(東京地判平成14年10月29

日): 道路網整備による大気汚染

日光太郎杉事件(東京高判昭和48年7月13日)

圏央道IC土地収用事件(東京高判平成18年2月23日, 東京地判平成16年4月22日):事業認定の違法性:

## 2-1-2 従来からの問題

## ①環境負荷

例2:生態系・地盤等への影響

中国縦貫道:山間部での野生動物の交通事

故死:年間全国で数万件とも

林道の沿道での山枯れ、沿道の土砂崩

例3: 道路建設・設置に伴う土地の形質の変更

埋立・盛土・切土による環境への影響

土取り問題

#### エコロード: 道路交通事故対策

#### 事故の要因

#### (1)自然条件

- 国道際まで森林が分布している。 国道後背地がエゾシカの越冬地と
- なっている。 国道の海岸側に草地等のエサ場が 存在する。

#### (ク)エゾシカの習性

- В
- 先頭の1 頭が飛び出すと、後続のシ 力もやみくもに飛び出す。 シカの蹄はアスファルト 上では滑り やすく、道路上の動きは鈍い。 冬期積雪の少ない海岸線や路肩、 道路法面等の道路周辺にエサを求 めて出てくる。
- 路肩や法面の植生がシカのエサと して好む牧草類である。 シカは朝方と夕方に活動が活発化 D
- する。

#### (3)道路利用者

- 道路線形が悪く見通しが悪いため、 シカに対する視認が遅れる。 走行速度の出しすぎ。 夜間や夕方等は暗いために視認が Д
- - 遅れる。 エゾシカの習性に関する知識の不足。

#### 防止対策

- (1) 防鹿柵( フェンス) による道路横断防止
- 取り付け道路部の防鹿対策
- (2)アンダーバスによる 横断通路の確保
- ●橋梁化 ●エゾシカに配慮した護岸工の整備
- (3)脱出用施設の設置
- ●脱出用バンク●ワンウェイゲート
- (4)路肩・法面植栽にエゾシカの 好まない植生の導入

#### ⑸注意看板

- ●飛び出し多発箇所への注意看板の設置 ●警戒区間の明示
- (6)ドライバーや 地域住民への啓発活動
- ●バンフレット の製作と配布●PR 啓発活動の推進

#### (7)その他

- ●反射板の設置 ●道路線形の改良



網走開発建設部 〒093-8544 北海道網走市新町2丁目6番1号 TEL0152-44-6171

### 2-2 従来からの問題

## ②安全への脅威

例1:人・自転車・自動車による道路シェアが 不適切 歩道整備、自転車の通行空間が 確保が不充分、トンネル内には照明もない。

例2:生活道路への自動車の大量進入 第2回久保田委員資料参照(次ページ)

例3:震災等の事故発生時における安全空間 としての道路

空間整備の不充分(狭あい道路・建築基準法42条2項のいわゆる2項道路等)



第2回久保田臨時委員の資料より(2頁)



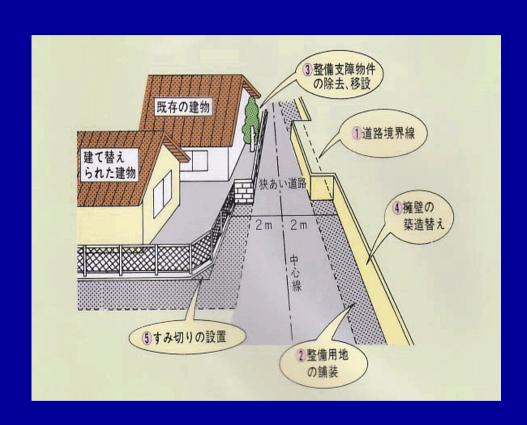
2項道路の例:鎌倉市・若宮大路の近く(小町から雪の下)



狭あい道路の例:鎌倉市・若宮大路の近く



狭あい道路(2項道路)の例:鎌倉市・若宮大路の近く



横浜市は土地 を寄付により 取得するる、 買す 大法による、 場等による。 場等には 励金も。

#### 横浜市のHPより

### 2-3 従来からの問題

## ③ 自動車中心の制度

例1:道路は自動車通行のみを想定した公物?:交通量調査は自動車が対象 道路設置レヴェル・道路管理レベル・通行 規制レベル

旧道路法(大正8年法58号)

道路法 国道は高速自動車国道と一般国道 都道府県道、市町村道

現行法制は戦後の経済・国民生活に大きな 貢献

#### 3-1 人間重視の道路

#### 人間重視:

自動車優先型から、歩行者、自転車との共存へ、歩 行者・自転車のための空間確保

公共交通機関と歩行者、自転車利用の連携の充実「道路」の役割の再確認と見直し

交通政策の一環としての道路の役割 都市間交通:飛行機、新幹線、鉄道、船舶等と

都市内交通:鉄道(地下鉄、路面電車等)等とバスと自家用車、運送自動車、自転車の役割

#### 3-2 人間重視の道路

#### 通行空間だけでない道路

- → 祭りやくつろぐ空間: オープン・カフェ、朝市、 歩行者天国
- → 植栽・花壇、ベンチ・縁台将棋: →道路 と 2項道路も
- cf. 利用目的限定型管理の限界:街区公園・近隣公園・地区公園等の利用(利用を主眼としてPlay for Allのマネージメントを目指す)

生活の一部としての道路活用へ



オープン・カ フェ:社会実 験として短 期間実施

場所は神戸 の中心部三 宮の南・中 央通り

神戸市のHPより

## 3-2 人間重視の道路 第2回 II-2 P11

#### 【イメージ図】



注)検討結果により変更の可能性有り

## 4-1 法制度の改革と道路構造の 改善

- ◎ 目的規定に「環境配慮」条項の規定
- ◎「多様な利用の確保」条項
- ◎ 具体策の規定(道路法に限定されない)
- ◎道路構造令の改正(物的施設整備による上記目的の実現)
- ★ 道路交通法の改正も必要

# 4-2-1 利用者にとっての道路法制度の改革

道路法と他法令の連携の法システムの 構築:

道路空間を利用者によるシェア:

「交通弱者の視点から」ネットワーク化 道路法上の道路、2項道路等との連 携林道、農道との連携

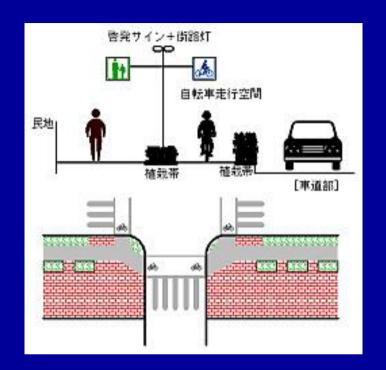
### 農道から県道:梅街道(県道28号福井県小浜市)

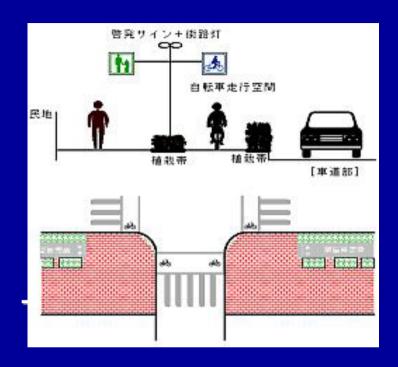


# 4-2-2 利用者にとっての道路法制度の改革

道路構造の改善:→道路構造令の改正 物理的改善による「道路空間のシェア」を 考える

街路とまちなみ整備 生活道路への自動車流入規制 歩道の確保・自転車通行空間の確保(但し、 現実にはかえって危険な自転車道も)





工夫した点:交差点部では、歩行者と輻輳することが多いため、 自転車走行空間を設置せず、自転車利用者に注意喚起を行 いました。利用空間が明確になるように啓発看板を設置する とともに、路面標示も設置しました。(名古屋市HPより)

問題も残る?

# 4-2 利用者にとっての道路法制度の改革

(補注) 道路法48条の13以下によれば、自転車専用道等は新たに作るしかない?

自転車のみに通行を認める例

- ・道路交通法8条による道路標識による場合
- ・自転車専用道による場合(道路交通法17条3項、 なお道路法48条の13、道路の一部を工作物で 区分(道路構造令39条、40条))

既存道路への設置許容規定が必要か

# 4-3 道路がもつ環境への影響を最小に

構造上の改善の必要性 : 透水型舗装等 占用許可物件の位置

#### 4-4 PIの制度化•充実

PIの制度化: 住民意見の反映

手続の制度化を

住民提案による道路改善計画の策定・実施 も:市町村ではまちづくり条例による都市計 画素案作成の経験も

司法的コントロールの可能性の確保 計画決定時の訴訟可能性(最判平成20年9月10 日)

# 4-5 にぎわいのまちづくりのための法制度

にぎわいのまちづくりのための法制度 「多様な利用の確保」規定 運用による実施から法的根拠の定め

→ 同時に道交法改正も 流入規制(イベント時には実施例あり) 市街地の復活のためには交通施策全体の見 直しも

水戸市の場合 v 富山市の場合